

令和 7 年度 横手市環境保全審議会 議事録

日時 令和 7 年 11 月 27 日（木）

午後 2 時～3 時

会場 クリーンプラザよこて 2 階研修室

出席者

審議会委員

1 番	石 橋 研 一
2 番	照 井 昌 子
4 番	石 田 豊 作
5 番	伊 藤 和 子
7 番	柴 田 博 夫
9 番	大 坂 谷 潤
11 番	佐々木 哲 夫
12 番	東 屋 幹 男
13 番	奥 山 勝 榮
14 番	佐 藤 忠 義
15 番	高 橋 保
16 番	佐 藤 憲 雄
18 番	近 藤 一 之

以上 13 名

事務局

大 坂 智 実	（市民福祉部長）
高 橋 道 明	（生活環境課長）
大 島 義 則	（生活環境課課長代理兼環境係長）
高 橋 直 樹	（生活環境課環境係主査）
佐 藤 弥 子	（生活環境課環境係副主査）
長 澤 優 樹	（生活環境課廃棄物対策係主事）

以上 6 名

出席者合計人数 19 名

1. 開会

司会

本日は大変お忙しい中、横手市環境保全審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより横手市環境保全審議会を開会したいと思います。本日司会を務めます生活環境課、高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、4月の定期人事異動により委員が変更となっておりますので、ご紹介させていただきます。秋田県平鹿地域振興局福祉環境部、環境指導課長の近藤一之様が着任されております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

よろしくお願いいたします。

2. あいさつ

司会

それでは、開会に先立ちまして、市民福祉部の大坂部長より挨拶があります。

部長

市民福祉部長の大坂でございます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、昨年度の任期更新ではほとんどの方が再任していただいております。改めて感謝申し上げます。また新任の方に置かれましては、横手市の自然環境を次世代まで引き継ぐためにも、よろしくお願いいたします。

さて、本日の新規案件ではありますが、「第3次横手市環境基本計画」及び「横手市気候変動実行計画」は、気候変動対応や再生可能エネルギーなどの社会情勢の変化に対応し、今後10年間の環境政策の基本的な展開方向を示すものでございます。

2つの計画をより良い計画としたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

続きまして、石橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

本日もどうぞよろしくお願いいたします。先日ある方とお会いしまして、「今年は山の方へはほとんど行かずに、家の中で過ごしています。」というような話をしていました。今年は熊が予想もつかないほど数を増やして、出現する場所もかなり広範囲になっており、素直な言葉で言うと、ここに来て、というようなことを肌で感じました。この環境保全のこともそうですけれ

ども、やはり野生動物も植物も生き物であり、そして私たちも生き物であって、どちらも安心して日常生活ができるということが本当はできればいいのに、と感じました。熊と私たちが住み分けるということを考えてみた場合に、本当に出来るかどうかはやってみなければ分からないけれども、どちらも安心して生きていくことができるとするならばこれ以上、幸せなことはないのではないかなと、そんなことを感じました。

部長様の挨拶にもありましたようにこの計画が今後 10 年間続いていくわけですが、頂いた資料の中にも、自然環境の保全、循環型社会の形成、気候変動対策、生活環境の保全などが含まれており、これだけでもものすごい範囲の内容だと思いました。

市民の皆さんとも何かを頑張ってやれば、事故もなくどんどん良い方向に行くかという、市政の場合、なかなかそうはいかないこともあると思うので、今私たちができることや地域のためと思うことを前向きに考えて、コツコツとやっていくということが結果的には大きな力になるのかな、と感じたところでした。当然、本審議会の中でもご意見、ご質問や説明をお聞きになった上での感想などもありましたら出していただき、中身のある会議にしていければと思っていますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。個人的には、毎回この会議での石橋会長のお話を楽しみにさせていただいております。本当にありがとうございました。

ここで大坂部長ですが次の公務の関係上、退席させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

部長

申し訳ございません、失礼いたします。

司会

それでは、議事に入りたいと思います。規則第 3 条第 5 項の規定に基づきまして、石橋会長が本審議会の議長となりますので、ここからは石橋会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員の選出

会長

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第の 3、議事録署名委員を選任したいと思います。引き続き名簿順をお願いいたします。石田委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

会長

それではお二方をお願いしたいと思います。石田委員、佐々木委員、よろしくお願いします。

4. 案件

(1) 報告

会長

案件に移ります。それでは「第3次横手市環境基本計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

生活環境課、環境係大島といいます、よろしくお願いします。

「第3次横手市環境基本計画」ということで説明させていただきたいと思います。

第1章、総則になります。横手市では、平成17年10月に「横手市環境保全条例」を制定しまして、平成18年に「横手市環境基本計画」を策定しました。令和3年には「人と自然に優しい田園都市よこて」を望ましい環境像とした「第2次横手市環境基本計画」を策定しております。それに伴い、各種の環境施策の方も推進してまいりました。

3ページになります。「第3次横手市環境基本計画」の対象期間は、令和8年から令和17年までの10年間となっております。社会情勢の変化に対応し、関連計画と足並みを揃えつつ、5年ごとに見直しを行うこととしております。計画策定にあたっては、「第3次横手市総合計画」や「第3次秋田県環境基本計画」との整合性、これまでの取り組みの現状や課題、環境に関する社会情勢の変化、関連する市の計画等との連携を図るなど、さまざまな点に注目して検討を行ってまいりました。以上のことから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために、「第3次横手市総合計画」を策定していきます。

続いて第2章、5ページになります。横手市の環境状況です。横手市は多様な自然を有しており、生物の多様性の保全は持続可能な社会の実現において重要な要素であり、地域に特化した保全計画が求められています。これまでの自然環境保全の取り組みや現状を把握し、課題を明確にして進めてまいります。

続いて第3章、計画の目指すもの、8ページになります。市が目指す理想の環境をイメージした長期的目的は「人と自然に優しい田園都市よこて」とし、第二次環境基本計画の環境像を継承し、それを実現するために4つの基本目標を設定しました。1、「水と緑に包まれ、命が響き合うまち」。2、「限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境に優しいまち」。3、「安心して快適に生活ができ、良好な環境が広がるまち」。4、「みんなで作る人と環境に優しいまち」です。市民、事業所、行政が連携し、環境保全活動を推進する社会を目指していきます。これらの基本目標は、長期ビジョンを達成するための道標となり、具体的な施策展開の方向性を示すものになります。

第4章、基本目標達成のための各施策、10ページになります。本計画では、先の4つの基本目標を基調とし、それぞれについて施策を体系的に定め、「人と自然に優しい田園都市よこて」を未来に引き継ぐため、基本目標に基づいた施策を推進してまいります。

基本目標 1、「水と緑に包まれ、命が響き合うまち」。目指す姿としては、森林や農地が適正に管理されることにより、環境保全上の重要な水源涵養などの機能が十分に発揮され、身近な自然との触れ合いが市民に潤いや安らぎをもたらしています。また、雄物川や横手川、成瀬川など市内を流れる河川の水質や地下水が保全され、清らかな流れと水辺の景観が市民の憩いの場として活用されています。さらに、秋田県自然環境保全地域に指定されている山や水域が保全されており、外来種や乱獲などによる生態系への影響が抑えられ、貴重な動植物が保護されています。政策の展開として、(1) 森林の保全と活用、(2) 農地の保全と活用、(3) 河川等の水質保全と活用、(4) 生物の多様性の保全。成果指標としてはこの表に上げる通り、6 点の項目に注視して成果指標としました。

次に 14 ページになります。基本目標 2、「限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境に優しいまち」。目指す姿は、市民はできるだけごみの排出を抑え、物を大切に使い、資源になるものは分別して排出する生活をしています。また、事業所は事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については極力資源化を図るとともに、その後に排出された廃棄物については適正に処理しています。さらに消費者との関わりについては、自らの消費や製品、構造物が廃棄物として排出される量の軽減に努めています。市民、事業者とも「5R」(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア) や適正処理が定着しており、節電など省エネルギーを心がけた生活や企業活動が実施されています。さらに、再生可能エネルギー技術の積極的な導入により化石燃料の消費が抑えられ、温室効果ガスの排出量は減っています。施策の展開です、16 ページになります。(1) ごみの適正な処理の推進、(2) 温室効果ガス排出量の削減、(3) 気候変動対応の推進、(4) 再生可能エネルギーの利用促進になります。成果指標としては、5 点をあげております。数字については、ごみの総排出量や一番下の部分の電力の地産地商率などを、数字として目標としております。

続いて 18 ページ、基本目標 3 です。「安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち」、目指す姿としては、公共空間は美しく保たれ、誰もが気持ちよく過ごせる生活空間が創造されています。また、きれいな空気と水の状態が維持され、化学物質による環境への影響が抑えられ、健康で安全安心に生活できる環境が維持されています。環境負荷を抑えた都市空間が優れた自然や歴史的な街並みと調和して形成されています。政策の展開です、19 ページになります。(1) 自主的行動の推進(地域住民や団体による環境美化活動を支援します)、(2) 共同連携の推進(関係機関や事業者等と連携して環境美化活動を推進していきます)、(3) 公園の整備や適正な管理(公園緑地を整備し、適切に維持管理していきます)、(4) 景観の保全(地域の特性を生かした景観形成を推進してまいります)。成果指標については、地域清掃活動への参加数の増加、次に市民による景観形成の満足度の向上という指標にしております。

20 ページです、基本目標 4 になります。「みんなで作る人と環境に優しいまち」。目指すは、市民一人一人がそれぞれの年代や立場にあった環境教育を受け、環境への負荷の少ない生活を理解して実践しており、環境保全活動を行う市民団体が活発に活動しています。事業者は自ら環境学習を実施し、環境に配慮した事業活動を行われ、その内容が市民に広く知られています。さらに、地域環境保全活動に積極的に参加し、地域と一体となって環境保全をしています。政策の展開です、(1) 環境教育学習の充実(学校や地域における環境教育学習を推進していきます)、(2) 環境保全に精通した人材の育成・活用(環境保全活動を担う人材の育成を支援します)。成果指標としては、環境学習講座やイベントへの参加者の増加、環境保全活動への参加

団体数または人数の増加になります。

続いて 21 ページです、第 5 章、計画の推進体制。横手市環境美化推進委員やエコライフ協力事業所等の認定制度などを通じて、市民や事業所との連携を強化し、共同による環境保全活動を推進します。市民に対しては、環境学習の機会提供や情報発信を通じて意識啓発を図り、事業者に対しては環境負荷低減に向けた技術支援や情報提供を行っていきます。

第 6 章、計画の評価と見直しです、22 ページになります。市民、事業者と市が連携、協力しながら計画を推進していきます。事業内容については、横手市環境保全審議会に報告し、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ってまいります。

最後になります、23 ページです。第 7 章、結論についてです。横手市環境基本計画は、「人と自然に優しい田園都市よこて」の実現に向けた長期的な指針となるものです。本計画の推進を通じて、豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、持続可能な社会の実現を目指していきます。

以上で、環境基本計画について説明させていただきました。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました「第 3 次横手市環境基本計画（案）」について、ご質問、ご意見等ございましたらお出してください。ご感想などでも構いません。

委員

かなり専門的にご説明いただきましたけども、14 ページの表について質問させていただきます。14 ページ上部の表を見ますと、横手市のごみの排出量が、令和 4 年度から令和 5 年度にかけ少し下がっているようです。なぜこの 1 年だけ下がったのかということと、同じページの下の方ですが、横手市のごみの資源化率についても令和 4 年度から令和 5 年度に資源化率が下がっているようですが、この 2 点について理由が分かりましたら教えていただきたいと思います。

事務局

はい、ごみの排出量が下がっているという部分に関しましては、やはり人口の減少に伴ってごみの排出量も減ってきているというのが原因だとは推測されますが、令和 4 年度から令和 5 年度に一気に減ったと部分に関しては、具体的な理由は分析できかねているところでございます。資源化率が下がったというところでございますが、こちらにつきましても、市としてはこれまでと同様に資源化率を向上させるための取り組みをしているわけですが、ここで下がったという部分につきましても排出量と同様に具体的な理由は分析できかねております。ただ、横手市の再資源化については、県内でもトップクラスとなっていますことをお伝えいたします。

委員

ありがとうございます。それはこの表に現れないということですか？

事務局

資源化率についてですけども、各市町村によって算定方法が異なっておりまして、横手市の

場合でいうと事業系ごみも含めたごみの排出量から算出した資源化率を公表しているのですが、他の市町村ですと市町村単独の資源化率を公表している関係で、他市町村と比べるとなかなか掴みづらいところもございますのでご理解いただければと思います。

会長

さて、よろしいでしょうか、他にございませんか？

修正等のご意見等もなかったようですので、妥当と判断してよろしいですか？

(委員一同)

異議なし。

会長

それでは「第3次横手市環境基本計画（案）」について、当審議会として妥当ということで判断させていただきたいと思います。

次に進ませていただきます。「横手市気候変動実行計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「横手市気候変動対策実行計画 事務事業編」の案について、説明させていただきます。生活環境課の佐藤と申します。よろしくお願いします。

では、「横手市気候変動対策実行計画 事務事業編の見直し素案」について説明させていただきます。

資料1ページの第1章をご覧ください。地球温暖化の国際的な動きとして、2015年にパリ協定が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命時から2℃以内に留めるべく、全ての国が温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。国内では、2016年に地方公共団体が実施する事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための計画策定が義務付けられました。2021年には、2030年度において2013年度から46%削減、さらに50%削減の高みを目指すとし、本年2月には、2035年度、2040年度にはさらに60%、73%削減することを目指すことを閣議決定しました。

続いて2ページをご覧ください、「横手市の動向について」です。横手市では、2021年6月に「地球温暖化対策実行計画 事務事業編」を策定しており、2023年3月には国の目標数値が変更になったために、そちらの整合性を図るために目標数値を修正しております。今年度は計画の見直しの年度となっておりますので、皆様に案について提案させていただく形となっております。

続いて3ページをお願いいたします、「本計画（前期）の振り返り」となります。最新実績値であります2024年度の数値を記載させていただいております。排出量の推移、エネルギー種別割合、施設分類ごとの排出量をグラフ化しております。2024年度には、基準年度である2013年度と比較し、温室効果ガスの排出量を18.7%削減することができております。

続いて4ページをご覧ください、第2章「計画の基本的事項」になります。本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、横手市が1事業所として行う事務事業から排出される温室

効果ガスの削減目標や取り組んでいくことを定めた計画となります。5 ページをご覧ください。
計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間となっております。目標数値は 2013 年度を基準年度としており、今年度は計画見直し年度となっております。本計画の対象とする事務事業の範囲は、横手市が実施する全ての行政事務としており、市立小中学校、上下水道事業、病院事業を含みます。7 ページをお願いいたします。本計画で対象とする温室効果ガスの種類について記載させていただいております。温室効果ガスと指定されているものは表 3 の通り、複数ありますが、本計画では二酸化炭素のみを対象としております。

続いて 8 ページをご覧ください、第 3 章「温室効果ガスの排出量削減目標について」です。本計画は 2013 年度を基準年度とし、2030 年度までに約 51%の温室効果ガス排出量削減を目標としております。

続いて 9 ページをご覧ください、第 4 章「目標達成に向けた取り組みについて」です。目標達成に向け、各組織の実態に即した取り組みを実施していきます。目標達成のため有効と認められる取り組みがある場合には、柔軟に取り入れるものとしております。10 ページをご覧ください。こちらは取り組みを具体的に記載させておりますが、この中で見直しに合わせて追加した項目があります。「施設の ZEB 化を検討する」について、少し説明をさせていただきます。この ZEB（ゼブ）とは、建物の使用するエネルギーを省エネルギーによって、エネルギー量を減らし、その建物でエネルギーを作ることによって、消費する年間のエネルギーを正味ゼロにすることを目指した建物ということとなります。現在、建設しております新体育館についても、ZEB の中の 1 つ「ZEB Ready」を取り入れておりまして、省エネにより従来の建物の 50%以下のエネルギー消費量となる予定となっております。この ZEB についてですけれども、新築の建物だけではなく既存の建物についても対応が可能とされております。今後、市所有施設の改修などの際には、ZEB 化が可能か検討していくこととしております。

また、11 ページに記載しております、職員の意識向上について、本計画の目標達成には職員一人ひとりの意識向上が不可欠と考えております。本計画で定めた取り組み事例を周知し、目標達成をするため、職員向けの研修会等も開催していきたいと考えております。

続いて 12 ページをご覧ください。第 5 章「推進体制、進捗管理及び公表について」です。本計画の推進体制は図 4 に示した通りとなっております。各課推進員が施設の消費エネルギーを可視化クラウドサービスに入力し、事務局へ報告します。事務局で取りまとめた進捗状況は推進本部へ報告し、市ホームページにて公表をすることとしております。

以上、素案について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局より説明がありました。私の方から先にお話しさせていただきたいのですが、只今の ZEB 化という、最近アルファベットが増えてきているような気がして、ZEB（ゼブ）というのは何ですか？

事務局

ZEB というのが「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の頭文字を取って ZEB となっていて、建物の快適性を保ちつつ、例えば断熱性を高めたり、暖房や空調機の省エネになっているものを取り入れたりなどをして使う量をまず減らします。そしてなおかつ、例えば施

設で太陽光パネルをつけて電気を発電するなど、自分たちで使う分も発電をするので、結局ゼロになる、というのを目指す建物のことになります。新体育館に関しては、自分たちで発電するということまでは行ってないのですが、旧体育館よりも半分程度の量の消費量の建物にします、ということで建設を進めています。

会長

分かりました。このクリーンプラザなんかも、ごみを燃やすけれどもそこから発電をして、学校の方に供給しているというのがあるので、これに ZEB 化という名称がついているのだなというのも今すごく感じました。これから建設される建物は、みんなそういう方向で炭酸ガスを減らすのに貢献していけるようなものを作っていくと捉えてよろしいですか？

事務局

そうですね、今後国の方でも公共施設について、新築のものも既存の建物も、太陽光パネルなどをまずつけるようにと、どんどん動いているところになりますので、横手市としてもそういった流れに乗っていかないといけないなと考えているところです。

会長

既存についても可能な範囲で、省エネ化を目指して改善を図っていくというような、そういった大きい流れになっているということで。この資料の条例のところのページでしたか、SDGs というのも最近よく出てくるので、勉強していきたいなと思いますが、ただいまの説明、大変分かりやすかったです。貴重な時間すみません。ご意見、ご感想、それからご質問等出していただけますでしょうか？

委員

PDCA といって、「プラン・ドゥ・チェック・アクション」という、皆さんが計画をする、それを実行し、点検し、実施して、それをまたアクションを繰り返す。PDCA を回すという言い方するわけです。その部分に関して、それぞれの計画というのを、どの項目も 1 つ 1 つこの PDCA を回さないと、計画全体をひとまとめにして、プラン・ドゥ・チェック・アクションをやってもぼやけてしまう。ですから、例えばどこか絞り込んで、具体的に目玉となるような、具体策やそういう政策に対して、「やってみただ、ダメでした」や「上手くいった」、「じゃあこうしてみよう」ということが繋がって回っていくというわけです。事務事業編ですから、市役所関係の部分に関してだと思うので、その中で絞り込んで、もう少し具体的に「これは PDCA を回してやるぞ」という、我々市民に、「どうだ」というようなものがあれば、非常に分かりやすいのではないかなという感じがしました。

会長

ありがとうございます。PDCA というこのサイクルについて、学校なんかでも授業を進めていく時に、かなり前から使われている言葉になると思います。ただいま委員から、「こうやったらこうなった」というのがしっかり見えるものがあればいいな、ということのお話だったと思います。

事務局

ありがとうございます。役所の事業を進めていく上での計画ということで、見える形で「これは」というものがあればということだったのですが、正直申し上げますと、市役所として「これは」というものをなかなか表しづらいといえますか、皆様に一番簡単に分かっていただけるのは、お昼休みに役所に来ると暗い、電気を消している。例えば夏場だと、市役所に行ったら涼もうと思ったら予想以上に暑かったと、寒いので市役所に来たら予想以上に寒かったというのは、あれはまさにこの気候変動対策に職員をあげて取り組んでいるということの現れかだと思います。実は我々職員の中で、1つ頑張っているのが市役所のエレベーターを職員は使わないということです。例えばどこか怪我したとか、具合が悪いという場合はエレベーター使ってもいいですけども、職員はエレベーターを使わずにお客様優先で乗っていただく。職員がさらに利用することによって電気量がかかりますので、二酸化炭素の排出削減に繋がるということです。そういった形で、役所の中では色々工夫はしているということをご理解いただければと思います。その他の市町村によっては、公用車をすべて電気自動車にするというような取り組みもやっているようですが、横手市役所としてはまだそこまでは取り組みできていないというような状況でございます。この計画を機に、削減の目標に近づけるようにしていきたいという風に思っております。

それから参考までに、実はこの事務事業編の計画の有無で、建物を建てる際の国の補助金がつく、つかないかというようなことにもなっております。例えば、庁舎内をLED化するという時には、国から補助金をもらってくるのですが、気候変動対策の事務事業編の計画の有無で、予算がつくつかないかということも判断されますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

会長

その他、ご意見、ご感想などお出しいただけますか？日頃、環境について感じておられることでも結構です。

委員

今の説明と直接関係ないことですけども、この封筒で案内をいただきました。気が付いたのですが、封筒の一番下のところに「この封筒は横手Jクレジットによるカーボンオフセットされ、横手の森林に貢献されています」という記載の意味がちょっと分からなかったのですが説明いただけますか？それから、これは生活環境課から出された封筒ですけど、他の課から出されたものにも同じような印字がされているのでしょうか？

事務局

Jクレジットについてなんですけども、農林整備課の事業になります。例えば横手市であると、皆さん住民票を取ったり、戸籍証明を取ったりすると思いますけども、用紙1つ1つにもJクレジットという記載をするといった契約をしております。オフセットなので、少し単価は高めにはなりますけれども、森林伐採などの活動に対して協力している、という賛同意思というような形のものになっております。これを印刷しているということは、そういった活動に賛同して、Jクレジットとして発行しているような形になります。

委員

森林整備の関係ですね。森林整備することによってCO₂を吸収する、その吸収した部分を1tいくらなどという形で、簡単に言うと買い取っているという。その仕組みをちょっと説明もできればいいかと思います。

事務局

仕組みについては、こちらもありよく把握できていない部分なのですが、いずれ農林整備課の方でやっている事業になります。横手市の森林が二酸化炭素を吸収します、横手市で排出する二酸化炭素の量が10だとすると、横手市の森林は100の二酸化炭素を吸収します、そうすると、横手市では10しか二酸化炭素を排出していないのに100の二酸化炭素を森林で吸収しますので、90余ります。その余った90を関東などの企業さんへ1tおいくらという形で売ります。その売ったお金で森林整備をするといった色々な事業をしていく、というような取り組みでございます。それを封筒に印刷するといった形で横手市が取り組みをしております、というものでして、勉強不足で申し訳ありませんが、単純にいうとそういう取り組みをしているということでございます。

委員

なんとなくわかりました、ありがとうございました。

会長

他にはございませんか？

委員

先ほど会長からこの計画の9ページ、目標達成に向けた取り組みということで、チェック表みたいになっていますというお話がありました。これは横手市さんの事務事業編になりますけれども、先ほど会長がおっしゃったように、見ていくと自分でも取り組める項目があるなど。これを市民向けの取り組み、呼びかけのような形で市民の皆様もできますよという感じで公表されるといいのかなと思いました。市民の方も取り組める項目、取り組めない項目あるとは思いますが、例えば定期的に発行される市の広報なんかで、すでに温暖化対策、市民も取り組みできますよ、と呼びかけはしているのではないかなとは思いますが、改めてこういったチェック表なんかがあると、市民の方にも参加してくださいね、一緒に地球温暖化対策できますよ、といったことが言えるのかなという風に感じた次第であります。

委員

例えばここに皆さんこう集まってくる、車で来るということは二酸化炭素を排出してくるわけですね。私は緑化推進委員にもなっていましたけれども、そこで予算計画を見たところ1万円となっていた部分がありました。それはCO₂を排出しながら、委員が会場に集まって会議を開くということであって、そのために1万円を緑化推進委員会から出して、カーボンニュートラル、要するに森林に吸収してもらうという。それを買っていますということの報告が以前あ

りました。その辺で考えると、いろんなものをお金で買い取って、ずる賢いやり方といえますか。大きな会社だと自分たちでまとめて取り組んでいるところもあれば、どうしてもできないところについては買うしかないという考え方ですね。要するに吸収してくれているところにお金を出して買い取るという、買い取ったものをちゃんとした形で、こういった封筒なりまたは植林するだとか、いろんなものに使っていくという捉え方です。要するに、出すけど吸収するという、そういう考え方だと思います。そのことをひとつ付け加えておきます。

事務局

委員ありがとうございます。ご提案いただいた件につきましては、我々としても市報ですかホームページで、それから出前講座などを通じて、市民の皆さんにPRするとともに、ご理解いただけるような活動は取り組んでいきたいという風に考えているところでございます。この「気候変動対策実行計画」について、今回は横手市役所でやる場合の「事務事業編」ということで策定させていただいているのですが、市民全体を対象にした気候変動対策実行計画の「区域施策編」というものも、実は策定してもいいことになっております。義務ではありませんけれども、努力義務ということで策定できることになっております。この気候変動対策に積極的に取り組んでいる市では、その「区域施策編」というのも作成して取り組んでいるようでございますが、横手市ではまだそこまでは至っていないということでございます。以前にもお話ししたかと思うのですが、環境的に再生可能エネルギーはなかなか作り出せないという環境にもございまして、気候変動対策に大きく旗を向いて取り組めていないというのは現状でございます。ただ、先ほどお話にもありました、森林が二酸化炭素を吸収するということで、カーボンオフセットなんかにも取り組みをしているところでございますけれども、いずれは「区域施策編」を策定して、市民の皆様全体に呼びかけできるような方向に持っていければいいなという風には考えているところでございます。いずれにしましても、そういう計画がなくても我々も取り組みについて、協力をしていきたいという風に思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石橋会長

他にございませんか。

特に修正等のご意見はなかったようですので、妥当と判断してよろしいでしょうか？

(委員一同)

異議なし。

4. 案件

(2) その他

石橋会長

これで案件を終了いたしました。次第では、次に「その他」となっておりますが、事務局から何かございますか？

事務局

その他ということでお話しさせていただきます。今回、2本の計画について素案という形で提示させていただきました。今後のスケジュール感について、お話ししたいと思います。この後、計画の素案を政策会議の方にかけてみます。その後、パブリックコメントという形で市民の皆様にご提示させていただきまして、ご意見を集めていくような形になります。そして、パブリックコメントでいただいたご意見を基に修正をいたしまして、それをさらにまたこの審議会の方にかけて政策会議にかける。そして4月1日から実際に計画が施行されるという形になりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

石橋会長

委員の皆さんから特にお話なければ、これで終了させていただいてもよろしいでしょうか？ご協力本当にありがとうございました。また発言いただいた皆様、感謝申し上げます。

5. 閉会

司会（生活環境課 高橋）

会長ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。本日もご審議いただいた計画につきましては、進捗状況をこの後、皆様には報告させていただきながら進めてまいりたいという風に思います。それでは、これをもって審議会を終了したいと思います。本日は大変お疲れ様でございました、ありがとうございました。

令和7年12月17日

議事録署名委員

石田 豊作
佐々木 哲夫